

この要領は、「青森県立保健大学オープンアクセスポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の実施のためのガイドラインである。

（趣旨）

- 1 青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、理念として、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成することを目指している。この理念の下、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、本学の知的資源を広く発信し、学術研究のさらなる発展に寄与し、その成果を地域社会および国際社会に還元し、持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(1) オープンアクセスの定義

学術情報（学術雑誌論文、会議発表論文、図書、研究データ等）がインターネット上で公開され、無料で利用できる状態をいう。

(2) オープンアクセスの意義

学術雑誌論文等の研究成果をオープンアクセスにすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、研究成果を社会に還元することにつながる。著者にとって、以下のようなメリットがある。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られる
- ・研究成果が引用される可能性が高まる。
- ・自分自身の研究成果をいつでも確認することができる。

（定義）

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する研究者等を著者とする学術論文とする。

(1) 研究者等の範囲

本ポリシーにおいて研究者等とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（学生、客員研究員及び研究生を含む）をいう。

学生とは、学部生及び大学院生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生等、その他本学に在学し、若しくは在籍し、又は受入れられて、修学し、又は研究に従事する者をいう。

(2) 研究成果の範囲

学術雑誌論文及び学術雑誌論文に付随して公表された根拠データとする。

(研究成果の公開)

3 本学は、研究成果を、青森県立保健大学リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択するオープンアクセス実現方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(1) オープンアクセスの実現方法

ア グリーンオープンアクセス

出版社版や著者最終稿をリポジトリ等に登録する方法。

共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえでリポジトリ等に登録すること。

（例）青森県立保健大学リポジトリや外部の機関が設置するリポジトリで公開する。

イ ゴールドオープンアクセス

著者がAPC（Article Processing Charge/論文掲載料）を負担し、出版社ウェブサイトで公開する方法。

（例）ジャーナルのオプションを選択し、論文単位でオープンアクセスにする。

オープンアクセスジャーナルに投稿する。

(2) 本学リポジトリへの登録

ア 紀要に掲載された論文及び著者自身の選択によりゴールドオープンアクセスとなっている論文は、本学リポジトリへの登録は任意とする。

イ 筆頭著者（First Author）や責任著者（Corresponding Author）が他機関に所属していて、他機関のリポジトリ等で既にオープンアクセスになっている場合は、本学リポジトリへの登録は任意とする。

ウ 研究者等が本学に在籍しなくなった場合も、在籍時に発表し、本学リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開する。

(適用の例外)

4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申出が著者からあった場合、本学は当該研究成果について非公開とすることができる。

(1) 公開が不適切である場合

- ・ 出版社等に著作権を譲渡しており、著作権者によりあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する情報を含むため、インターネット上での公開が不適切である場合

- ・ 共著者の同意が得られない場合
- ・ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・ 本ポリシーと相反する契約を締結した場合
- ・ その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合

(2) 非公開手続き

著者が様式「非公開申請書」を大学に提出する。

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(1) 適用外

本ポリシー施行以後に、本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果については、適用の例外に含まれる。

(例) 企業の秘密保持契約等

(本学リポジトリへの登録)

- 6 著者は、研究成果を本学リポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。本学リポジトリに関する事項は、「青森県立保健大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) 研究成果の提供時期

研究成果はできるだけすみやかにリポジトリに登録することが望ましい。

出版社や学協会等のポリシーにより公開禁止期間（エンバargo）が定められている場合は、指定した日まで公開を保留することができる。附属図書館では登録依頼を受け付け次第、本学リポジトリに登録するが、公開は公開禁止期間後に設定する。

(2) 研究成果の提供方法

附属図書館にフォームでリポジトリへの登録を依頼する。共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえで提出すること。

(3) リポジトリ登録が許諾される版

- ・ 多くの出版社等において、「著者最終稿」（学術雑誌等にアクセプトされる直前に著者が提出した原稿で、出版社によるレイアウト調整等が加えられていない版。final author's manuscript、accepted author manuscript、peer-reviewed version等と表記される）をリポジトリに登録することを許諾している。出版社版（final publisher's version, VoR (Version of Record)等と表記される）をリポジトリに登録可能な場合もある。
- ・ 論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）にリポジトリ登録が許諾

される版が明記されるのが一般的であるため、写しの提出について附属図書館から依頼する
場合がある。

(ポリシーの見直し)

7 本ポリシーは、社会情勢や研究環境の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

(その他)

8 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定め
る。

問い合わせ先

ヘルスプロモーション戦略研究センター